

青梅市こども計画原案

第 1 章

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、社会全体の格差拡大などの問題も顕在化が指摘されています。これらの問題に対して、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、DXの推進などさまざまな取組が行われています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。また、こども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども

も家庭庁」が発足しています。

「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

この「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」および「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化され、さらに必要なこども施策を盛り込み、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことが示されました。

政府の動きとしては、令和5年1月に首相が表明した「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、令和5年6

月の「こども未来戦略方針」、同12月の「こども未来戦略」等、これまで継続して議論を深めてきたこども・子育て政策を取りまとめたもので、(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2) 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3) 共働き・共育での推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

本市では、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本方針を「次代を担う子どもをみんなで育むまち」とし、多様化する子育てニーズに対応し、こどもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進してきました。

令和5年4月からスタートした「第7次青梅市総合長期計画」(以下、「総合長期計画」という。)では、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例」を制定する方向が示され、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点をおいた施策を展開していくこととしました。

また、こども基本法の施行に合わせ、「青梅市こども家庭センター」を設置し、母子保健部門と児童福祉部門を統合し、切れ目の無い子育て支援や相談支援の充実を図りました。

令和6年3月には「青梅市こどもまんなか応援基金」を設置し、令和6年度から学校給食費の無償化や保育所等の副食費補助など、経済的な負担を軽減する子育て支援施策に取り組んでいます。

「青梅市こども基本条例」については、その制定に向けた具体的な取組の検討を始めたところです。

国や都の動向と総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、ここに「青梅市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条にもとづく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。

【こども基本法の基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

【こども大綱が示すこども施策に関する基本的な方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

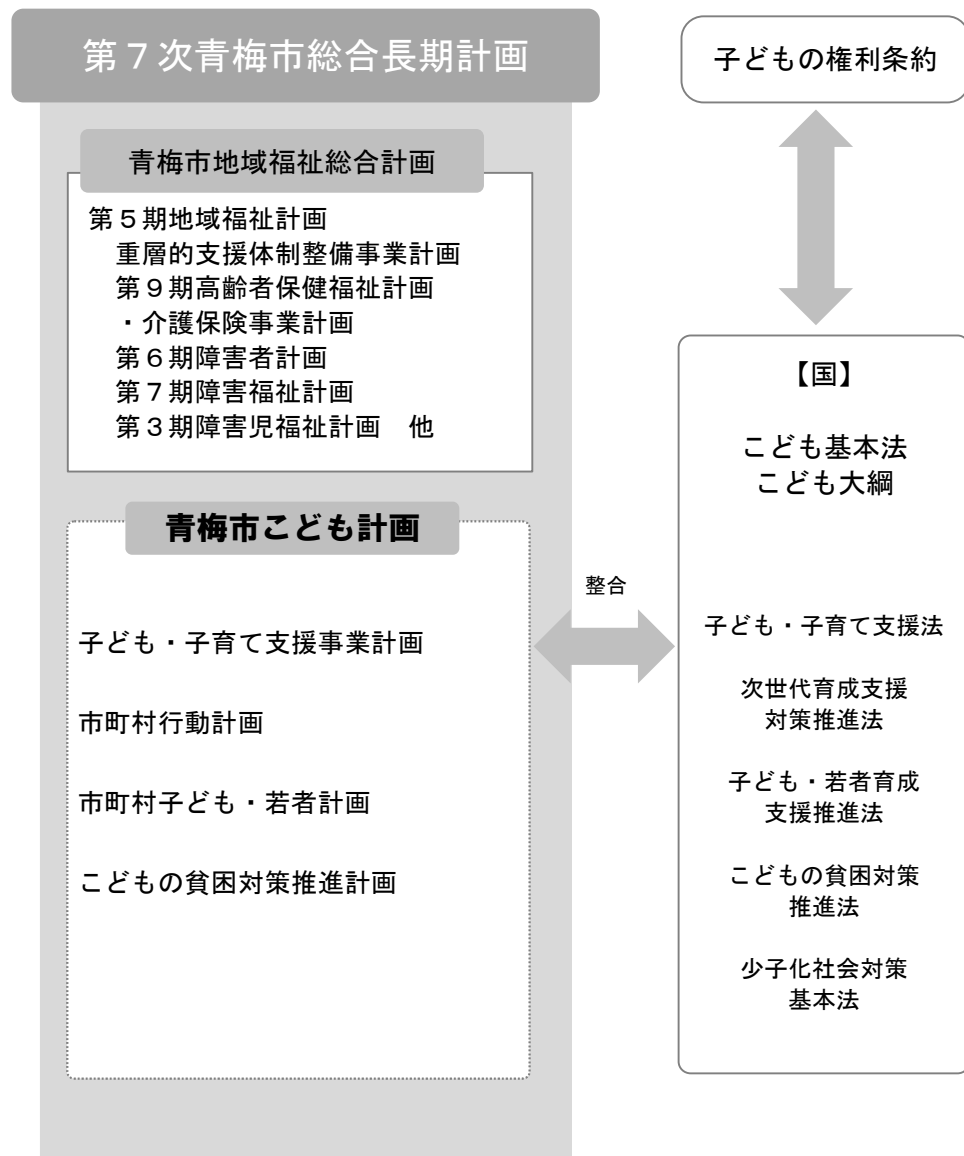
本計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条にもとづく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律にもとづく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

また、本計画は、総合長期計画を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、「青梅市地域福祉総合計画」、「青梅市教育推進プラン」、「青梅市ジェンダー平等推進計画」などとの整合を図るものです。

さらに、本計画は働きながら結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、仕事と子育てが両立できる雇用環境を推進する「青梅市特定事業主行動計画」と連携を図ります。

計画を推進していくために、「子ども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会」、こども家庭庁や東京都等の行政機関、民生委員・児童委員合同協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちとの協力を図ります。

【上位計画、関連法等との関係】



3 計画の対象年齢

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こどもや若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、このような考え方をとっています。

なお、包含する各計画にかかる事業については、各法律または従前の計画にもとづく対象者および年齢とします。

計画名	根拠法令	対象者・年齢
こども計画	こども基本法	心身の発達の過程にある者全て
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための計画で、年齢の設定は無い
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	「子ども」は18歳未満、「若者」は18歳～39歳まで
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	法に定めは無く、市では従前の計画にもとづき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
策定					

5 計画の策定体制

(1) 青梅市子ども・子育て会議による審議

青梅市では、計画の策定に当たって、子育て世代の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する「青梅市子ども・子育て会議」へ「青梅市子ども計画の策定」について諮問しました。

「青梅市子ども・子育て会議」において幅広い立場や視点で協議が行われ、市へ答申がされました。

令和6年4月15日 市長から、「子ども・子育て会議」へ諮問

以降、令和7年〇月〇日まで会議を〇回開催

令和7年〇月〇日 子ども・子育て会議から、市長へ答申

(2) 青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会および同部会による策定作業

市では、本計画の策定にあたり、庁内に設置していた従来の「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」の枠組みを活用し、新たに「青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会」を令和6年5月13日に設置しました。

この委員会では、部会を設置し、施策や事業の検討、計画の策定作業を行いました。

子ども・子育て施策庁内推進委員会 〇回実施

子ども・子育て施策庁内推進部会 〇回実施

(3) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、アンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識、子ども・若者の意見を調査しました。

① 子ども・子育て推進に関する実態調査

調査期間 令和5年8月4日～令和5年9月10日

調査対象 令和5年7月1日現在の市民で、以下に該当する保護者および中高生から、各地域の人口を勘案したうえで、無作為抽出しました。

対象者		配布数
保護者	就学前のこどもの保護者	1,000名
	就学児童の保護者	1,000名
	中学生の保護者	500名
	高校生（相当年齢者含む）の保護者	500名
中高生	中学生	500名
	高校生（相当年齢者含む）	500名

調査方法 郵送配布・郵送回収およびインターネット回答

回答状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	3,000通	1,225通(398通)	40.8%
中高生	1,000通	258通(79通)	25.8%

※有効回答数の（ ）はうちインターネット回答数

詳細結果 別冊「子ども・子育て推進に関する実態調査 調査結果報告書（令和6年3月）」

②こどもアンケート

こどもの権利に関する意識や市がどんなまちになるとよいか、などについての考えを、WEBアンケートにより聴取しました。

期間 令和6年7月5日～21日

対象 市内在住・在学の小学生～18歳

回答数 小学生674名、中学生208名、高校生等（18歳まで）211名
計1,093名

詳細結果 別冊「こどもアンケート結果報告書（令和6年11月）」

③若者アンケート

生活状況や結婚、支援などについての考えを、WEBアンケートにより聴取しました。

期間 令和6年10月22日～27日

対象 市内在住の18歳～39歳

回答数 214名

詳細結果 別冊「若者アンケート結果報告書（令和6年11月）」

（4）計画策定に対する意見聴取

計画の策定に当たり、こども大綱では基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられています。

その点を踏まえ、こどもたちとの対話を通じた直接の意見聴取を行うとともに、計画原案に対するパブリックコメントを実施し、市民から広く意見を聴取しました。

①こども・若者意見聴取会の実施

ア こども意見聴取会

日程・会場 令和6年11月9日・子ども第三の居場所みらくる

参加者数 第1部 小学生（低学年）8名、中学生2名

第2部 小学生（高学年）2名、中学生3名、
高校生2名

イ 若者意見聴取会

日程・会場 令和6年11月16日・青梅市福祉センター

参加者数 若者3名（20歳～23歳）

②パブリックコメントの実施

日程 令和6年12月15日～28日 意見数 〇件

6 国や都の動向

本計画の策定にあたり、関係する法令等や国および都の動向を整理しました。

年度	法律・制度等	主な内容
平成 24	子ども・子育て関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成29年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するための新たな取組を講じる
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法にもとづく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
27	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示

年度	法律・制度等	主な内容
29	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
30	新・放課後子ども総合プランの策定	○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実に、こどもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までのこどもの利用料および住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
3	東京都こども基本条例の制定	○「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、こどもの安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたるこども政策の基本的な視点を一元的に規定
4	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う

年度	法律・制度等	主な内容
5	こども基本法の施行	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども家庭庁の発足	○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢および発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こどもおよびこどものある家庭の福祉の増進および保健の向上その他のこどもの健やかな成長およびこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置する
	こども大綱	○全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針を定める
	こども未来戦略	○「次元の異なる少子化対策の実現」に向けて、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念として、2030年までの少子化対策と経済成長実現に取り組むための総合的な戦略を定める

年度	法律・制度等	主な内容
5	子ども・子育て支援法等の一部改正	○こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する
	こどもの居場所づくりに関する指針	○全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する
6	東京都「こども未来アクション 2024	○「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、こども目線に立って政策のバージョンアップを図りながら、政策を総合的に推進するための指針を、特にこどもの声をふんだんに盛り込みながら定める
	こどもまんなか実行計画 2024	○こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針および重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目を提示

※詳細は資料編に記載

